

県出資団体等に対する県の関与見直し

熊本県

人口：1,858,522 人

面積：7,404.83 km²

取組の概要

県が出資する団体等（52 団体）を対象として県の関与の見直しを実施。重点的な取組項目（統廃合による団体数の削減、県職員派遣数の削減、県費支出の削減）について目標数値を定めて取組みを進めている。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 県出資団体等の見直しについては、これまでも団体運営の適正化や団体に対する県の関与を見直すため、平成 11 年に「熊本県出資団体等の見直しに関する方策等」を定め、行政改革の一環として県出資団体等の見直しに取り組んでおり、平成 16 年度までに 9 団体の統廃合が進み、県職員の派遣数や県費の財政支出においても一定の成果が見られたところである。
- ・ しかしながら、更に、団体設立後の社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、国の「三位一体の改革」による地方財政制度の変革に対応するため、県出資団体等への県の関与の在り方について抜本的に見直していく必要があった。

2 取組の具体的内容

(1) 外部有識者等で構成する専門部会による検討

- ・ 行財政改革を進めるための庁内組織のなかに、外部有識者 5 人を含む専門部会を平成 16 年度に設置。監査法人による団体の財務分析の結果等を踏まえ、検討を行った。

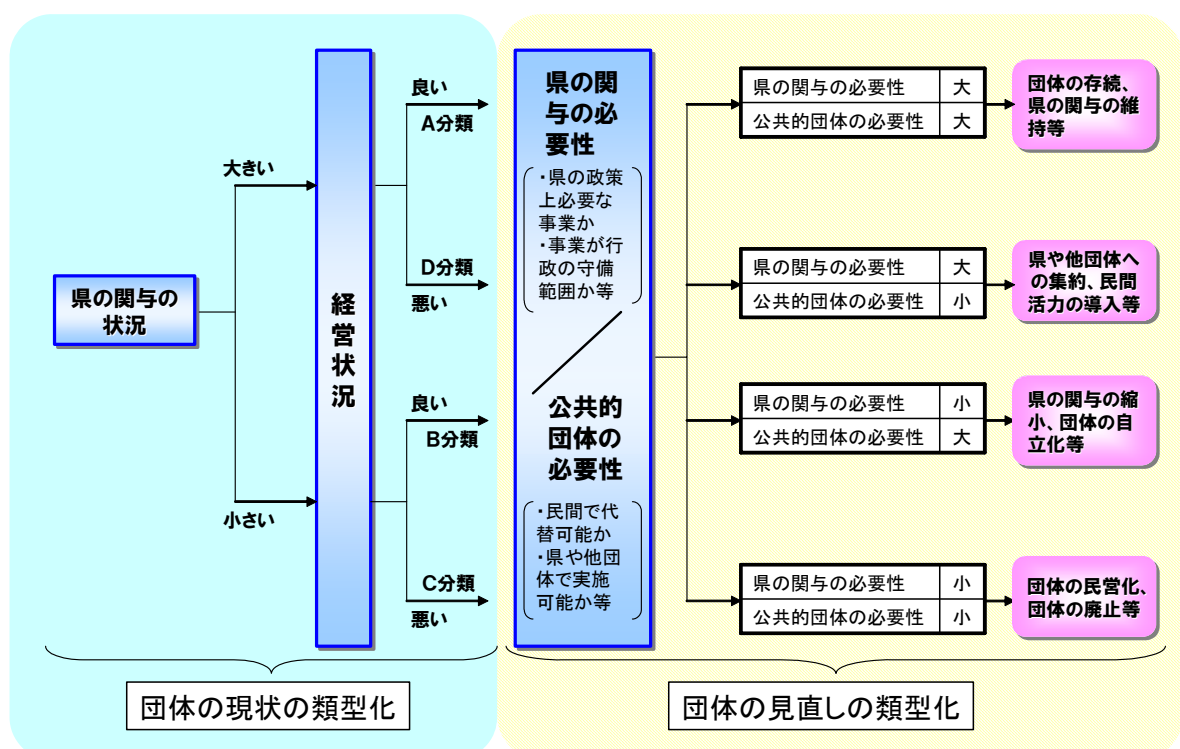
(2) 県議会による集中審議

- ・ 県議会特別委員会においても、特に県の関与が高い団体について個別の審議を行い、団体の存廃や県の関与のあり方について検討を行った。

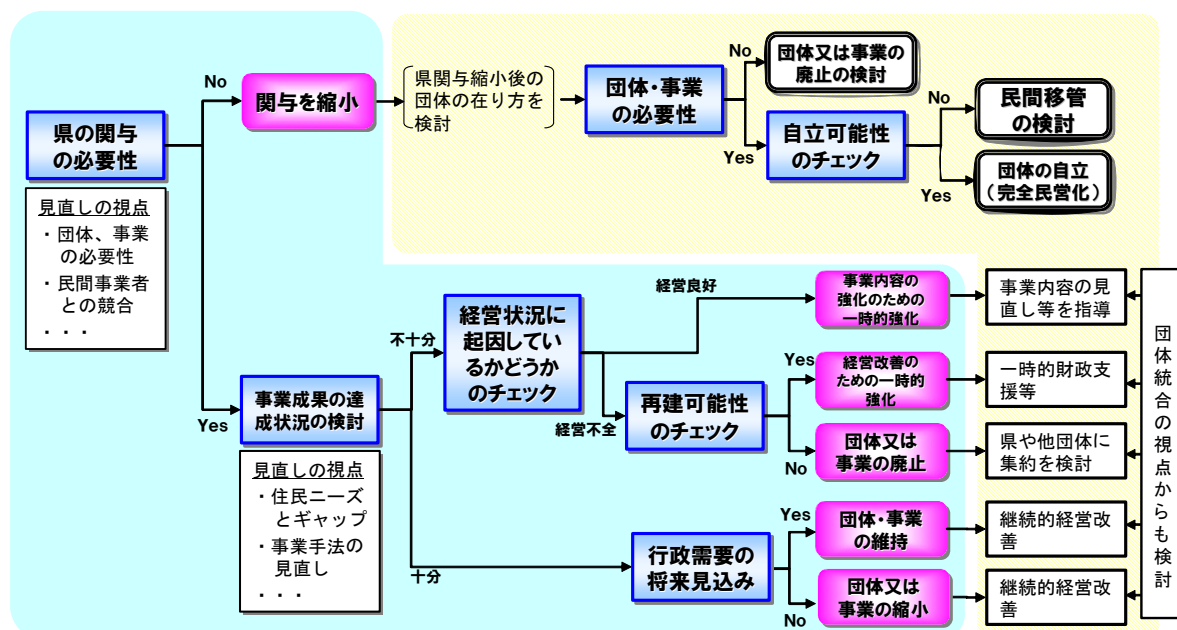
(3) 指針の策定

- 専門部会や県議会における審議結果等を踏まえ、県の関与の在り方を見直すことを目的とした「県出資団体等に対する県の関与に関する指針」（以下、「指針」）を平成 17 年 3 月に策定した。
- 指針では、次の 3 つの項目について、平成 21 年度までの 5 年間に取り組む目標数値を定めて取組みを進めることとした。
 - ① 統廃合による団体数の削減：目標数値 5～10 団体を統廃合により削減
 - ② 県費支出の削減：目標数値 概ね 40 億円の県費支出を累計で削減（5 年間累計）
 - ③ 県職員派遣数の削減：目標数値 概ね 40 人の県職員派遣数を削減
- 見直し対象となる「県出資団体等」の範囲は次のとおりである。
 - ① 基本財産等に対する県の出資割合が 25% 以上で、かつ出資順位 1 位の団体
 - ② その他、県との関係が特に密接であり、運営指導を行う必要がある団体
 - i 公の施設管理委託料を除く県費支出額が団体収入額の 50% 以上の団体
 - ii 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）」に基づき県職員を派遣している民法法人、商法法人及び社会福祉法人（ただし、各都道府県が協調して出資した全国的な団体等を除く）
 - iii 基本財産等に対する県の出資割合が 25% 以上で、かつ県職員が代表者に就任している団体
- なお、団体ごとの県の関与の在り方については、次のフローチャートにより検討を行った。

「県の関与の在り方」検討フローチャート1（全体分析）



「県の関与の在り方」検討フローチャート2(個別団体の分析)



(4) 実行計画の作成

- 県の関与の見直しに係る具体的内容とスケジュールを明らかにするため、指针对象の 52 団体のうち、県の関与が特に大きい 43 団体について、団体ごとの「県関与見直し実行計画」（以下、「実行計画」）を平成 18 年 3 月に作成した。
- 残りの 9 団体については、経営状況や県の関与の状況から見て特別の問題はないが、県の出資比率が高いことなどの理由から引き続き定時報告などを求めることとした。
- 実行計画の作成に当たっては、監査法人を加え、各団体毎に経営状況を調べるとともに、「県の関与の必要性」、「公共団体の必要性」の観点から点検・評価し、県議会財政対策特別委員会の審議内容も踏まえ、団体と県の関与の在り方を方向付けし、平成 21 年度までに実行する具体的な計画を個別団体毎に作成した。
- 指針において重点的な取組項目としている 3 項目について、実行計画の内容を集計すると次のとおりである。
 - ① 統廃合等による団体数の削減 → 平成 21 年度までに 5 団体
 - ② 県費支出の削減 → 平成 21 年度までに 87 億円（5 年間累計）
 - ③ 県職員派遣数の削減 → 平成 21 年度までに 53 人

3 取組の効果

- 指針策定時（17 年 3 月）から 19 年 1 月までの間に、既に 4 団体（※）の廃止、県職員派遣数 47 人（85 人→38 人）の削減、県費支出約 19 億円（約 53 億円→約 34 億円、2 年間累計約 24 億円）の削減を達成している。

- ・ また、団体代表者への県職員就任については、14 団体で見直しを行っている。

※ 廃止した 4 団体

(財)熊本開発研究センター (H17.7.17) (財)熊本県国民年金福祉協会 (H17.11.21)

(財)熊本県下水道公社 (H18.3.31) (財)グランメッセ熊本 (H18.7.31)

4 取組中の課題・問題点

- ・ 団体に対する県の関与の必要性や公共的団体としての必要性がどの程度あるのか、客観的に判断していく必要があった。
→ 実行計画を策定するに当たっては、外部専門家（監査法人）による評価を行うことで対応した。

5 住民の反応・評価

- ・ 県出資団体等については、平成 16 年度県議会特別委員会で、特に県の関与が大きい団体に対し個別審議が行われ、積極的な見直しを進めるよう報告がなされた。
- ・ さらに、実行計画の作成段階でも県議会特別委員会で審議を行い、更なる見直しが求められたが、これらの意見等を踏まえたうえで実行計画を作成し適宜ホームページ等で公開している。

6 今後の課題

- ・ 実行計画に定めた見直しの内容を着実に実行していくとともに、団体の事業目的の達成状況や組織体制などについて継続的にチェックを行い、団体の統廃合や人的・財政的な関与等について更なる見直しを図る必要がある。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.pref.kumamoto.jp/project/fiscal/index.asp>

(「熊本県の行財政改革」のページ)

担当部署：行政経営課